

令和 7 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

日

次

奈良市報告第 10 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〃 第 11 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	13
〃 第 12 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	19
〃 第 13 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	29
奈良市議案第 12 号	令和7年度奈良市一般会計予算……………	44
〃 第 13 号	令和7年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	56
〃 第 14 号	令和7年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	60
〃 第 15 号	令和7年度奈良市介護保険特別会計予算……………	63
〃 第 16 号	令和7年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	67
〃 第 17 号	令和7年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	69
〃 第 18 号	令和7年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 19 号	令和7年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 20 号	令和7年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 21 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について……………	72
〃 第 22 号	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及 び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に ついて……………	75
〃 第 23 号	職員等の旅費に関する条例の一部改正について……………	77
〃 第 24 号	奈良市特別会計条例の一部改正について……………	86
〃 第 25 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	87
〃 第 26 号	奈良市総合福祉センター条例の一部改正について……………	170
〃 第 27 号	奈良市人権文化センター条例の一部改正について……………	171
〃 第 28 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例の一部改正について……………	172

奈良市議案第 29 号	奈良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	173
ㄥ 第 30 号	奈良市納骨堂条例の全部改正について……………	175
ㄥ 第 31 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	179
ㄥ 第 32 号	奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について……………	181
ㄥ 第 33 号	包括外部監査契約の締結について……………	182
ㄥ 第 34 号	市道路線の廃止について……………	183
ㄥ 第 35 号	市道路線の認定について……………	195
ㄥ 第 36 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	244
ㄥ 第 37 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	245
ㄥ 第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	246
ㄥ 第 39 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	247
ㄥ 第 40 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	248
ㄥ 第 41 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	249
ㄥ 第 42 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	250

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和7年度事業計画書

令和7年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下にあつて、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

○し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、月ヶ瀬地域を除く奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬及び再生資源処理場における再生資源の選別・処理に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃等に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

- ① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	6 6 7 件	7 2 9 件	△ 6 2 件
一般従量制汲取	5 5 件	5 6 件	△ 1 件
事業所等従量制汲取	2 2 9 件	2 0 0 件	2 9 件

- ② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
6 8 0 か所	6 1 5 か所	6 5 か所

- ③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0 か所

④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・近鉄新大宮駅前地下道
- ・近鉄新大宮駅西側地下道
- ・J R 平城山駅旅客通路
- ・J R 平城山駅西側歩道橋
- ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6 か所)	(6 か所)	
1 3, 7 9 2 m ²	1 3, 7 9 2 m ²	0 m ²

⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ、月ヶ瀬地域を除く奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬及び再生資源処理場における再生資源の選別・処理の各業務については、収集計画等に基づき実施する。

○家庭ごみ

（対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、奈良市市街地の一部）

当年度	前年度	増減
6 6, 0 0 0 世帯	6 6, 0 0 0 世帯	0 世帯

○再生資源（対象：月ヶ瀬地域を除く市内全域）

当年度	前年度	増減
1 6 6, 5 0 0 世帯	1 6 6, 5 0 0 世帯	0 世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0 か所

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
0 t	1, 6 0 0 t	△ 1, 6 0 0 t

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
0 t	2, 6 0 0 t	△ 2, 6 0 0 t

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。（件数は月平均）

当年度	前年度	増減
3 6 3 件	3 8 8 件	△ 2 5 件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	1 0 名（内臨時 5）	1 0 名（内臨時 6）	0 名
現業職	1 2 2 名（内臨時 7 4）	1 2 8 名（内臨時 8 3）	△ 6 名
合 計	1 3 2 名（内臨時 7 9）	1 3 8 名（内臨時 8 9）	△ 6 名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	1 2 台	1 2 台	0 台

車種	当年度	前年度	増減
パッカー車	31台	28台	3台
貨物車 他	29台	35台	△6台
営業車	3台	3台	0台
合 計	75台	78台	△3台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	156,000	154,000	2,000
公園・広場等清掃業務	61,367	59,900	1,467
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	2,684	2,684	0
公衆便所清掃業務	1,246	1,245	1
地下道等清掃業務	3,803	3,613	190
東部・月ヶ瀬・都祁・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	58,784	58,784	0
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	79,651	79,651	0
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	198,612	198,612	0
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,304	14,303	1
東部地域再生資源収集運搬業務	4,079	4,033	46
市街地地域再生資源収集運搬業務	189,981	183,970	6,011
再生資源選別及び処理業務	19,800	19,800	0
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	3,400	2,667	733
ばいじん処理物運搬業務	0	6,446	△6,446
焼却灰（非鉄）運搬業務	0	7,876	△7,876
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	18,704	18,704	0
受託事業収入合計	812,415	816,288	△3,873

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務収入	63,143	85,916	△22,773
受託外許認可事業等収入合計	63,143	85,916	△22,773

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	57	57	0
雑収入	105	105	0
事業外収入合計	162	162	0

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	875,720	902,366	△26,646

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	486,128	477,092	9,036
福利厚生費	17,474	18,804	△1,330
燃料費	38,314	41,972	△3,658
事故整理費	700	700	0
保険料	4,438	6,485	△2,047
旅費交通費	44	1,615	△1,571
雑費	260	480	△220
法定福利費	80,536	79,798	738
被服費	6,822	6,356	466
修繕費	48,620	50,901	△2,281
公租公課	6,491	6,510	△19
消耗品費	8,152	10,593	△2,441
賃借料	3,200	3,200	0
減価償却費	19,998	17,919	2,079
合 計	721,177	722,425	△1,248

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	57,574	61,431	△3,857
福利厚生費	1,919	1,936	△17
水道光熱費	2,155	2,142	13
保険料	157	192	△35
旅費交通費	84	41	43
通信費	2,396	1,957	439
図書費	288	260	28
会議費	244	292	△48
支払手数料	7,804	8,023	△219
減価償却費	2,517	1,200	1,317
法定福利費	7,930	7,836	94

科目	当年度	前年度	増減
公租公課	2,022	2,875	△853
修繕費	790	790	0
消耗品費	1,419	1,725	△306
燃料費	335	330	5
交際費	145	145	0
広告費	1,565	1,565	0
調査研究費	20	20	0
賃借料	4,984	4,968	16
雑費	59	59	0
合 計	94,407	97,787	△3,380

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	133	133	0
消費税	81,558	82,021	△463
合 計	81,691	82,154	△463

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	897,275	902,366	△5,091

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	△21,555	0	△21,555

予 定 貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	487,666	475,792	11,874	
未収入金	6,789	8,753	△ 1,964	
受託事業未収金	73,499	73,618	△ 119	
手数料未収金	1,699	1,997	△ 298	
前払費用	467	490	△ 23	
貯蔵品	1,443	1,436	7	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 487	△ 500	13	
流動資産合計	571,076	561,586	9,490	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	57,558	59,964	△ 2,406	
建物附属設備	3,332	1,336	1,996	
構築物	2,552	2,361	191	
機械器具	0	0	0	
車両運搬具	13,033	13,863	△ 830	
什器備品	2,383	3,499	△ 1,116	
電話設備	755	944	△ 189	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	121,576	123,930	△ 2,354	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	6	310	△ 304	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	60	108	△ 48	
無形固定資産合計	366	718	△ 352	
(3) 投資その他の資産				
出資金	140	1,440	△ 1,300	
長期貸付金	3,397	3,499	△ 102	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	642	619	23	
投資その他の資産合計	4,189	5,568	△ 1,379	
固定資産合計	126,131	130,216	△ 4,085	
資産合計	697,207	691,802	5,405	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	6	0	6	
未払金	33,155	34,736	△ 1,581	
未払法人税等	71	71	0	
預り金	5,222	6,671	△ 1,449	
仮受金	322	261	61	
手数料未払金	1,828	2,147	△ 319	
未払消費税	12,880	12,845	35	
修繕引当金	154,450	139,583	14,867	
流動負債合計	207,934	196,314	11,620	
2. 固定負債				
退職給与引当金	183,960	177,348	6,612	
固定負債合計	183,960	177,348	6,612	
負債合計	391,894	373,662	18,232	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	295,313	308,140	△ 12,827	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	292,813	305,640	△ 12,827	
純資産合計	305,313	318,140	△ 12,827	
負債及び正味財産合計	697,207	691,802	5,405	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	738,559	742,079	△ 3,520	
浄化槽収入	55,441	78,104	△ 22,663	
高圧洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	794,000	820,183	△ 26,183	
売上原価				
事業直接原価	721,177	722,425	△ 1,248	
売上原価合計	721,177	722,425	△ 1,248	
売上総利益	72,823	97,758	△ 24,935	
販売費及び一般管理費	94,407	97,787	△ 3,380	
営業利益	△ 21,584	△ 29	△ 21,555	
営業外収益				
受取利息	57	57	0	
受取配当金	0	0	0	
雑収入	105	105	0	
営業外収益合計	162	162	0	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	133	133	0	
営業外費用合計	133	133	0	
経常利益	△ 21,555	0	△ 21,555	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	0	0	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	0	0	0	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	6	0	6	
貸倒損失	22	0	22	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	28	0	28	
税引前当期純利益	△ 21,583	0	△ 21,583	
法人税、住民税及び事業税	70	143	△ 73	
当期純利益	△ 21,653	△ 143	△ 21,510	

奈良市市街地開発株式会社の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和7年度事業計画書

令和 7 年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理運営等を行っている。

令和 7 年度は、社会情勢の変化を見据えながら、管理品質やコスト対策を強化し、管理運営力の向上を図り、健全経営を効率的かつ効果的に維持し、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客拡大に努める。また、関係団体との連携を強化し、誰もが利用しやすい空間の実現を目指し、地域の発展と都市機能の向上に貢献する。

2. 事業内容

- J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

ビル管理運営については、地域の商業、文化、交流の核としての役割を果たすことを目指し、多様な世代に対応した施設の提供を通じて、駅周辺の発展に寄与する。

(2) 駐車場管理運営業務

駐車場設備について定期的なメンテナンスを行い、利用者に快適で安全な駐車環境を提供し、サービス向上と運営管理の質的改善を常に意識した業務を行う。

4. 事業予算の概要

令和7年度は、J R奈良駅前再開発第1ビルの商業施設等の収入の維持確保、経費削減に努めることにより、当期の利益金は2, 210千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収入	199,390	199,540	△ 150
(内訳) 商業床等管理収入	125,970	126,120	△ 150
学園前再開発ビル受託収入	43,420	43,420	0
建物管理業務収入	30,000	30,000	0
事業外収入	10	10	0
収入合計	199,400	199,550	△ 150

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
総費用	197,190	193,320	3,870
(内訳) 人件費	17,400	17,200	200
福利厚生費	3,500	3,550	△ 50
委託費	69,580	69,580	0
賃借料	53,600	53,600	0
共益費	38,000	37,000	1,000
販促費	600	600	0
消耗品費	1,500	1,300	200
通信費	600	630	△ 30
燃料費	20	20	0
減価償却費	1,800	1,800	0
修繕費	2,000	3,000	△ 1,000
会議費	20	20	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
手数料	2,750	2,600	150
公租公課	4,000	600	3,400
諸会費	100	100	0
旅費交通費	20	20	0
保険料	250	250	0
雑費	1,450	1,450	0
支出合計	197,190	193,320	3,870

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期収支差額	2,210	6,230	△ 4,020

予 定 貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	222,703	213,858	8,845	
未収金	200	250	△ 50	
未収入金	5,900	5,800	100	
前払費用	5,035	4,920	115	
流動資産合計	233,838	224,828	9,010	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	15,865	0	
建物附属設備	27,548	27,548	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 30,100	△ 28,300	△ 1,800	
有形固定資産合計	15,145	16,945	△ 1,800	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	0	0	0	
無形固定資産合計	0	0	0	
(3) 投資その他の資産				
保証金	13	13	0	
投資その他の資産合計	13	13	0	
固定資産合計	15,158	16,958	△ 1,800	
資産合計	248,996	241,786	7,210	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	3,300	2,500	800	
未払外注費	5,980	5,980	0	
未払費用	2,500	2,400	100	
前受金	4,800	4,700	100	
預り金	0	0	0	
売上預り金	9,600	9,000	600	
未払い法人税等	3,700	300	3,400	
流動負債合計	29,880	24,880	5,000	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786	33,786	0	
固定負債合計	33,786	33,786	0	
負債合計	63,666	58,666	5,000	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	66,630	64,420	2,210	
繰越利益剰余金	66,630	64,420	2,210	
(うち当期純利益)	(2,210)	(6,230)	△ 4,020	
純資産合計	185,330	183,120	2,210	
負債及び純資産部合計	248,996	241,786	7,210	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	125,970	126,120	△ 150	
学園前再開発ビル受託収入	43,420	43,420	0	
建物管理業務	30,000	30,000	0	
売上高合計	199,390	199,540	△ 150	
売上原価				
当期製品製造原価	183,780	183,350	430	
売上原価合計	183,780	183,350	430	
販売費及び一般管理費	9,710	9,670	40	
営業利益	5,900	6,520	△ 620	
営業外収益				
受取利息	5	5	0	
雑収入	5	5	0	
営業外収益合計	10	10	0	
経常利益	5,910	6,530	△ 620	
税引前当期純利益	5,910	6,530	△ 620	
法人税、住民税及び事業税	3,700	300	3,400	
当期純利益	2,210	6,230	△ 4,020	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和7年度事業計画書

令和7年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業並びに児童に健全な遊びを与える事業を行うとともに、市民目線での施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

公民館では、自由で主体的な学びを通して、市民の人生をより豊かにするとともに、社会や地域の課題を市民自らが解決する力を向上させることを目指す。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代や障害者・外国人など多様な人々にとって、いつでも気軽に利用でき、人々の交流と相互理解、共生につながる地域の拠点となるための取組を進める。

男女共同参画センターでは、市民の男女共同参画社会への意識向上を図るための学習機会を提供し、その推進に向けた活動拠点として、団体の自主的な活動の場、情報収集の場、交流の場となることを目指す。

西部会館市民ホールでは、市民が気軽に文化芸術に触れることができる施設として、利用の促進に努めるとともに、人生が豊かになるよう市民の文化活動の情報を提供し、活発化することを目指す。

児童館では、児童の心身の健やかな成長及び自立を促すことを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行う。運営に当たっては、児童の年齢や発達に応じた意見を尊重し、保護者や地域の人々とともに児童の健全育成を目指す。

2. 事業内容

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

○公民館

生涯学習センター・公民館の活性化と市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、地域課題や市民のニーズを把握し、分析を丁寧に行い、大型館・地区公民館の特性を生かしつつ、学校園、各種団体や様々な関連施設と連携することで、持続可能な地域社会の実現を目指す。

令和7年度は、公民館のより一層の充実を図るため、特に中高生や若者が気軽に立ち寄れる環境を整える等により、新たな公民館利用者の獲得を目指す。また、多様な地域課題について組織全体で共有し、その解決に向けた学習機会を提供していく。

「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援する。

なお、令和7年度は、施設ごとに策定している5年間の計画の3年目に当たり、これまでの成果・課題を踏まえ、目標達成に向けた取組を着実に進める。

〔指定管理施設〕

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

○男女共同参画センター

男女共同参画社会の実現を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を促進することを目的とした事業を展開する。

令和7年度は、新たに男女共同参画に関する各種事業の開催に取り組む。具体的には、「男女共同参画週間」等に合わせたパネル展の開催や女性活躍推進・男女共同参画のための講座を開催する。

また、男女共同参画の啓発や情報の収集・提供に関すること、活動団体等の学習支援及び交流の場を提供することにより、市民が積極的に参画できる環境をつくる。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計 1 施設

○西部会館市民ホール

多様化する市民ニーズに対応しながら、市民の文化に対する興味・関心を高め、市民の文化活動の活性化を図る事業を展開して、市民文化の振興を図る。

具体的には、市民が主体となって文化芸術活動についての披露や発信が気軽にできる環境づくりを進める。また、市民一人ひとりが文化に親しむ機会を増やすために、より一層、情報発信に注力する。これらの方策を着実に行うことで、市民が文化芸術を身近に感じ、文化に対する意識の高揚と文化に親しむ機会の拡充を図り、市民の文化活動を支援する。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計 1 施設

○児童館

0 歳から 18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における子どもの居場所となるよう遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、学習環境を整備することで情操を豊かにする等、子どもの心身の育成に努める。

また、子育て家庭の孤立や育児不安が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、こまめな声掛けにより課題の早期発見や問題発生予防的な福祉機能を果たす。

令和 7 年度は、遊びや学習支援を通して異年齢集団で交流し、様々な体験活動を行う事業をはじめとして、座談会や親子を対象とした事業等を展開することで、より多くの子どもたちにとって児童館が学校でも家庭でもない第三の居場所として、心の拠り所となるように運営を行う。さらに、児童館の対象でありながら利用することの少ない中学生・高校生のニーズを把握し、新規児童の利用を促進するための環境整備を行う。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計 4 施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の専門性や特技を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

収 支 予 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	793,874	770,507	23,367	
基本財産運用収入	15	3	12	
基本財産利息収入	15	3	12	
協定事業収入	788,278	764,943	23,335	
指定管理受託収入	787,523	764,188	23,335	
講座受講料収入	755	755	0	
補助金等収入	0	0	0	
補助金収入	0	0	0	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	471	451	20	
受取利息	15	3	12	
雑収入	456	448	8	
経常収益計	793,874	770,507	23,367	
(2) 経常費用				
事業費	767,597	746,481	21,116	
人件費	513,582	495,639	17,943	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	164,710	158,839	5,871	
賃金	170,187	166,171	4,016	
職員手当	74,750	70,746	4,004	
福利厚生	71,241	68,968	2,273	
賞与引当金繰入	31,494	29,715	1,779	
事業経費	254,015	250,842	3,173	
諸謝金	9,844	9,884	△ 40	
旅費交通費	360	295	65	
消耗品費	6,820	9,448	△ 2,628	
燃料費	1,215	1,245	△ 30	
賄材料費	25	25	0	
会議費	328	337	△ 9	
印刷製本費	935	1,494	△ 559	
光熱水料費	62,009	60,773	1,236	
修繕費	4,240	8,903	△ 4,663	
医薬材料費	54	54	0	
通信運搬費	4,374	4,596	△ 222	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
減価償却費	22,340	21,188	1,152	
手数料	3,349	3,019	330	
保険料	2,002	2,002	0	
委託費	87,068	80,208	6,860	
賃借料	4,859	4,899	△ 40	
負担金	127	127	0	
広告料	10	10	0	
租税公課	44,056	42,335	1,721	
管理費	28,824	35,014	△ 6,190	
人件費	23,299	22,604	695	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	7,747	7,450	297	
賃金	6,333	6,154	179	
職員手当	3,535	3,310	225	
福利厚生	3,098	3,190	△ 92	
賞与引当金繰入	1,386	1,300	86	
管理経費	5,525	12,410	△ 6,885	
諸謝金	130	130	0	
旅費交通費	171	211	△ 40	
消耗品費	66	66	0	
燃料費	53	53	0	
光熱水料費	2,804	2,801	3	
通信運搬費	155	171	△ 16	
手数料	523	523	0	
委託費	658	520	138	
賃借料	757	753	4	
負担金	132	7,106	△ 6,974	
租税公課	76	76	0	
経常費用計	796,421	781,495	14,926	
当期経常増減額	△ 2,547	△ 10,988	8,441	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 2,547	△ 10,988	8,441	
一般正味財産期首残高	8,694	19,682	△ 10,988	
一般正味財産期末残高	6,147	8,694	△ 2,547	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	56,147	58,694	△ 2,547	

予 定 貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	126,119	114,723	11,396	
未収金	311	303	8	
貯蔵品	272	272	0	
立替金	1,302	1,505	△ 203	
流動資産合計	128,004	116,803	11,201	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	0	0	
退職給付引当資産	6,432	5,304	1,128	
特定資産合計	6,432	5,304	1,128	
(3) その他固定資産				
リース資産	19,207	32,253	△ 13,046	
その他固定資産合計	19,207	32,253	△ 13,046	
固定資産合計	75,639	87,557	△ 11,918	
資産合計	203,643	204,360	△ 717	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	44,089	37,323	6,766	
預り金	4,716	1,060	3,656	
賞与引当金	32,880	31,015	1,865	
リース債務	11,525	21,100	△ 9,575	
未払消費税等	11,681	11,207	474	
流動負債合計	104,891	101,705	3,186	
2. 固定負債				
リース債務	7,682	11,153	△ 3,471	
退職給付引当金	32,376	32,808	△ 432	
固定負債合計	40,058	43,961	△ 3,903	
負債合計	144,949	145,666	△ 717	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	8,694	8,694	0	
正味財産合計	58,694	58,694	0	
負債及び正味財産合計	203,643	204,360	△ 717	

予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	793,874	770,507	23,367	
基本財産運用収入	15	3	12	
基本財産利息収入	15	3	12	
協定事業収入	788,278	764,943	23,335	
指定管理受託収入	787,523	764,188	23,335	
講座受講料収入	755	755	0	
補助金等収入	0	0	0	
補助金収入	0	0	0	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	471	451	20	
受取利息	15	3	12	
雑収入	456	448	8	
経常収益計	793,874	770,507	23,367	
(2) 経常費用				
事業費	767,597	746,481	21,116	
人件費	513,582	495,639	17,943	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	164,710	158,839	5,871	
賃金	170,187	166,171	4,016	
職員手当	74,750	70,746	4,004	
福利厚生	71,241	68,968	2,273	
賞与引当金繰入	31,494	29,715	1,779	
事業経費	254,015	250,842	3,173	
諸謝金	9,844	9,884	△ 40	
旅費交通費	360	295	65	
消耗品費	6,820	9,448	△ 2,628	
燃料費	1,215	1,245	△ 30	
賄材料費	25	25	0	
会議費	328	337	△ 9	
印刷製本費	935	1,494	△ 559	
光熱水料費	62,009	60,773	1,236	
修繕費	4,240	8,903	△ 4,663	
医薬材料費	54	54	0	
通信運搬費	4,374	4,596	△ 222	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
減価償却費	22,340	21,188	1,152	
手数料	3,349	3,019	330	
保険料	2,002	2,002	0	
委託費	87,068	80,208	6,860	
賃借料	4,859	4,899	△ 40	
負担金	127	127	0	
広告料	10	10	0	
租税公課	44,056	42,335	1,721	
管理費	28,824	35,014	△ 6,190	
人件費	23,299	22,604	695	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	7,747	7,450	297	
賃金	6,333	6,154	179	
職員手当	3,535	3,310	225	
福利厚生	3,098	3,190	△ 92	
賞与引当金繰入	1,386	1,300	86	
管理経費	5,525	12,410	△ 6,885	
諸謝金	130	130	0	
旅費交通費	171	211	△ 40	
消耗品費	66	66	0	
燃料費	53	53	0	
光熱水料費	2,804	2,801	3	
通信運搬費	155	171	△ 16	
手数料	523	523	0	
委託費	658	520	138	
賃借料	757	753	4	
負担金	132	7,106	△ 6,974	
租税公課	76	76	0	
経常費用計	796,421	781,495	14,926	
当期経常増減額	△ 2,547	△ 10,988	8,441	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 2,547	△ 10,988	8,441	
一般正味財産期首残高	8,694	19,682	△ 10,988	
一般正味財産期末残高	6,147	8,694	△ 2,547	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	56,147	58,694	△ 2,547	

一般財団法人奈良市総合財団の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和7年度事業計画書

令和7年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化する市民ニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすく、安心・安全な施設管理運営を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」の歴史資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

令和6年度をもって指定管理期間が終了する施設のうち、鴻ノ池陸上競技場等17体育施設及び杉岡華邨書道美術館については、選定結果により継続して管理することとなったが、都祁交流センターをはじめとする都祁地域の6施設及び音声館は、奈良市の選定条件の変更等により指定管理者を外れることとなった。

このことから当財団の経営基盤はさらに厳しい状況となり、更なる財源確保を図るべく経営計画の策定をもって収支不足対策を具体化し、新しい事業の創出及び既定事業の見直しを積極的に進めて、収益性の確保や経費節減と事業の質的向上に取り組むこととした。

また、全ての職員が経営改革の意識を強く持って財団の運営を進めるとともに、内部統制の整備や職員の育成を積極的に進めて、市民の要請にきめ細かく応えるための努力を重ね、地域社会の発展に寄与しようとするものである。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業を推進する。

(1) 文化振興事業

奈良市が策定した「第2次奈良市文化振興計画」に沿って国際文化観光都市奈良の

文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら１００年会館

奈良県内最大級の客席数を誇るホールという特色を生かして、ニーズの高い公演・コンサートの誘致を積極的に行う。県内外から多数の来館者が見込まれるイベントを開催するなど、物販・飲食・宿泊者の増加等近隣地域での消費増加を促し、地域経済の発展に好影響を与える取組を進め、奈良の文化芸術の創造的かつ総合的な拠点となるホールを目指す。

事業については、奈良発祥の能楽の普及・発展に寄与する「奈良の魅力再発見能楽普及事業」、伝統文化の保存、普及及び継承につながる「伝統芸能こども文化祭」、芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充として、小さなお子様とファミリーで音楽を楽しめる「０歳から入れるファミリーコンサートwith大阪交響楽団」、学校や福祉施設等で音楽の素晴らしさを伝える社会包摂事業として「アウトリーチ事業」、「なら１００クラシックコンサート」、公益性を基とした地域との協働事業「大宮まつり」や各種講座、普段は見ることができない会館の内側を見学できる「なら１００年会館バックステージツアー」、新規事業として地域と共に防災意識の向上を図る「なら１００防災コンサート」、奈良市内の中高生を対象とした、なら１００プラスバンド・コーラスフェスティバル「OTOEMAKI」、奈良市在住のファミリー向けに「なら１００ワンコイン子どもミュージック」を開催し文化振興を図る。

○奈良市美術館

観光複合商業施設の利点を生かして、市民の優れた芸術作品を発表・鑑賞する機会を提供し、主催の展覧会事業を通じて、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募展「奈良市美術展覧会－市展なら－」を開催する。また、大学等との連携協力による各種講座や芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を紹介する「奈良市美術館講座」を開催する。また、近代奈良の歴史文化や生活文化を掘り下げて、奈良の魅力を見つめなおすシリーズ「奈良を観る」展を開催するほか、子どもから大人まで現代芸術を通して日常の見え方や感じ方に変化を与える鑑賞体験を目的とした展覧会を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、杉岡華邨氏の顕彰と日本の書道文化を担う若手作家の発掘と育成を目的とした杉岡華邨賞を創設し、第1回の公募展を開催する。また、高木厚人館長の日本芸術院賞受賞を記念した回顧展や書道専攻の学生が自由な発想で企画立案、制作する企画展を館蔵品展とともに開催する。

講座やワークショップとしては、企画展に関連する内容や書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」や「解説会」、初心者から参加できるワークショップや実践的な作品制作のための「書道実技講座」、奈良教育大学仮名書道研究室の協力により「夏休み子どもクイズ」や書道体験ワークショップを開催する。

また、友の会会員に対する情報の発信やならまち年賀状コンクール、かな臨書コンテスト、出張パネル展、動画配信等により書道の普及活動を行う。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「第2期奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設

第2期奈良市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツでまちづくり・ひとづくり」の実現に貢献すべく奈良市スポーツ協会・奥アンツーカー株式会社と管理共同体を設立し管理運営を行う。奈良市スポーツ協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、女性を対象とした「健康体操教室」や「やさしいヨガ教室」、小学生を対象としたトップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、小・中学生を対象とした「室内サッカースクール」を開催する。また軽スポーツの普及活動として「モルック大会」の開催や鴻ノ池スケートボードパーク、鴻ノ池ランニングステーションの運

営を通じてイベントの充実、スポーツ活動の機会を提供し、子どもたちの運動能力向上、生活習慣病予防等の健康増進につなげる。

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「武道教室」、「奈良市武道土用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。

また、外国人観光客を対象にした弓道体験教室、弓道見学会及び柔道見学会、新たに「剣道体験教室」を開催する。

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

スポーツを気軽に楽しむ機会を提供し、市民の健康維持・増進と運動するきっかけを作ることで、スポーツを通じたまちづくりを図る。

事業については、屋内温水プールで、成人を対象に泳ぐ楽しさの啓発や健康促進を目的とした「水泳教室」、「水中健康運動教室」を開催する。体育館では、無理なく運動を楽しみ、健康増進に寄与する軽運動の教室として「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」、「エアロビクス教室」、「やさしいヨガ教室」を開催する。またトップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、様々な角度から健康増進につなげる事業を開催し、更なるスポーツ振興に努める。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート
奈良市平城第二コート
奈良市青山コート
奈良市佐保山コート
奈良市鴻ノ池コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス
奈良市鴻ノ池スケートボードパーク
奈良市鴻ノ池ランニングステーション

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的な文化や芸能を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

○奈良市ならまちセンター

市民ホールや図書館、市役所連絡所、カフェが併設した「ならまち」の中心的な複合施設として、喜びや感動、新しい発見が生まれる魅力的な拠点施設を目指す。

事業については、地元奈良出身の演奏家を起用したコンサート、地域連携として奈良町落語館との落語会、NPO団体や地元教育機関との共同企画「子どもおん祭」や民間企業との共催事業「声優トークイベント」のほか、市民の成果発表の場であり地域交流のふれあいの場として「ならまち“いきいき”フェスティバル」等を開催する。

また、館内にある図書館やカフェの協力により地域経済の活性化を目的とした「芝生広場活用プロジェクト」のほか、奈良市と連携した「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と題したアウトリーチライブを開催する。1階ギャラリー及びエントランスホールではアート作品展やトークイベント、ワークショップ、ミニコンサートを展開する。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉の写真作品を保存・整理し、展示公開する事業を継続的に実施するとともに、奈良から写真文化の発信を行う。特に令和7年は、入江泰吉生誕120年という節目を迎えるため、これを記念した事業展開を図る。

また、国内外で活躍する写真家も取り上げ、写真表現の多様性やその魅力を広く紹介する。さらに、入江泰吉作品のデジタル化とデータベースの構築を継続的に進めるとともに、メタバース（Web上の三次元仮想空間）を活用した実証実験を行い、事業を多角的に展開する。

写真の教育・普及事業としては、「高畑デジタル写真倶楽部」をはじめとする各種講座を引き続き実施する。また、第六回入江泰吉記念写真賞の開催に向けた取組を進め、更なる写真文化の発展を目指す。これらの事業を通じて、奈良から世界へと写真文化を発信することに努める。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となり功績を顕彰する事業を、入江泰吉記念奈良市写真美術館と協働して展開する。令和7年は入江泰吉生誕120年、旧居開館10周年の節目であり、講座やイベントを充実させ、奈良の魅力を発信する。また、旧居の立地を活かし、地域活性化や観光資源の発掘に取り組むとともに、文化発信の拠点として位置づけ、奈良の深い歴史と文化を国内外に広く伝える。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生向上を目指すべく、会員制度「うえるびい奈良」の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生充実と企業のイメージアップ、人材の確保及び定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者や市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス教室」、「ヨガ教室」、新規事業として子育て世代の親子を対象に、音楽を使って五感を刺激しながら親子の絆を深めコミュニケーション能力や身体基礎を作っていく「リトミック教室」等、利用者の要望を取り入れながら勤労者のスキルアップを目指す各種教室を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

収 支 予 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	63	7	56	
基本財産受取利息	63	7	56	
② 特定資産運用益	2	2	0	
特定資産受取利息	2	2	0	
③ 受取入会金	175	175	0	
受取入会金	175	175	0	
④ 受取会費	35,651	35,531	120	
受取会費	35,651	35,531	120	
⑤ 事業収益	145,162	143,587	1,575	
入場料収益	34,356	33,486	870	
受講料収益	75,702	80,889	△ 5,187	
利用料金収益	9,007	9,007	0	
出品料収益	600	600	0	
参加費収益	1,807	1,707	100	
小売業収益	3,724	3,640	84	
受取手数料	2,800	2,458	342	
事業受託収益	350	350	0	
共催事業管理収益	12,985	10,135	2,850	
その他収益	3,831	1,315	2,516	
⑥ 受取補助金等	1,172,690	1,241,806	△ 69,116	
受取指定管理料	1,146,688	1,215,804	△ 69,116	
受取地方公共団体補助金	26,002	26,002	0	
⑦ 受取負担金	19,094	19,452	△ 358	
受取負担金	19,094	19,452	△ 358	
⑧ 雑収益	4,672	4,682	△ 10	
受取利息	17	4	13	
雑収益	2,399	2,422	△ 23	
運営協力金等収益	2,256	2,256	0	
経常収益計	1,377,509	1,445,242	△ 67,733	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,386,197	1,473,572	△ 87,375	
給料手当	391,182	449,517	△ 58,335	
臨時雇賃金	59,855	54,552	5,303	
福利厚生費	73,894	83,097	△ 9,203	
視察費	50	50	0	
旅費交通費	1,246	1,148	98	
通信運搬費	8,622	10,146	△ 1,524	
減価償却費	5,907	4,495	1,412	
地方公共団体帰属備品等購入費	0	1,200	△ 1,200	
消耗什器備品費	395	765	△ 370	
消耗品費	26,918	26,710	208	
修繕費	13,891	13,960	△ 69	
印刷製本費	10,863	11,483	△ 620	
燃料費	1,449	1,487	△ 38	
光熱水料費	279,846	286,846	△ 7,000	
賃借料	22,293	26,866	△ 4,573	
保険料	7,776	7,270	506	
諸謝金	43,339	37,221	6,118	
租税公課	49,768	55,438	△ 5,670	
支払負担金	848	908	△ 60	
支払助成金	47,665	48,135	△ 470	
委託費	325,736	336,505	△ 10,769	
会議費	110	20	90	
支払手数料	6,923	8,324	△ 1,401	
広告宣伝費	2,944	2,739	205	
仕入	1,666	1,684	△ 18	
交際費	75	75	0	
原材料費	1,399	1,360	39	
医薬材料費	1,401	1,472	△ 71	
雑費	136	99	37	
② 管理費	68,613	67,562	1,051	
役員報酬	2,683	2,683	0	
給料手当	45,513	45,513	0	
福利厚生費	9,074	9,074	0	
研修費	172	148	24	
旅費交通費	15	14	1	
通信運搬費	467	428	39	
減価償却費	90	135	△ 45	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗品費	576	543	33	
修繕費	8	8	0	
燃料費	43	38	5	
賃借料	4,397	4,476	△ 79	
保険料	5	5	0	
諸謝金	648	926	△ 278	
租税公課	43	33	10	
支払負担金	257	257	0	
委託費	4,296	2,096	2,200	
支払手数料	188	185	3	
広告宣伝費	138	1,000	△ 862	
経常費用計	1,454,810	1,541,134	△ 86,324	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 77,301	△ 95,892	18,591	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 77,301	△ 95,892	18,591	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 77,301	△ 95,892	18,591	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 77,301	△ 95,892	18,591	
法人税、住民税及び事業税	71	3,002	△ 2,931	
当期一般正味財産増減額	△ 77,372	△ 98,894	21,522	
一般正味財産期首残高	286,114	286,198	△ 84	
一般正味財産期末残高	208,742	187,304	21,438	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	294,746	273,308	21,438	

予 定 貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	181,565	243,222	△ 61,657	
現金	1,997	2,147	△ 150	
普通預金	179,568	241,075	△ 61,507	
当座預金	0	0	0	
未収金	1,087	2,387	△ 1,300	
前払金	1,476	1,436	40	
商品	2,996	3,014	△ 18	
貯蔵品	34	39	△ 5	
流動資産合計	187,158	250,098	△ 62,940	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	99,000	132,000	△ 33,000	
減価償却引当預金	2,739	2,739	0	
書道芸術振興積立金	36,048	36,544	△ 496	
永年在会給付事業積立預金	4,351	4,351	0	
運営基金積立準備預金	5,803	5,803	0	
共済事業引当預金	26	26	0	
記念事業費積立預金	5,485	3,485	2,000	
特定資産合計	153,452	184,948	△ 31,496	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	0	0	0	
什器備品	258	400	△ 142	
リース資産	18,776	24,629	△ 5,853	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	19,043	25,038	△ 5,995	
固定資産合計	222,495	259,986	△ 37,491	
資産の部合計	409,653	510,084	△ 100,431	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	84,510	101,455	△ 16,945	
前受金	734	734	0	
預り金	10,887	11,148	△ 261	
リース債務	5,853	5,853	0	
流動負債合計	101,984	119,190	△ 17,206	
2. 固定負債				
リース債務	12,923	18,776	△ 5,853	
固定負債合計	12,923	18,776	△ 5,853	
負債の部合計	114,907	137,966	△ 23,059	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	208,742	286,114	△ 77,372	
(うち特定資産への充当額)	(117,448)	(148,944)	(△ 31,496)	
正味財産の部合計	294,746	372,118	△ 77,372	
負債及び正味財産合計	409,653	510,084	△ 100,431	

予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	63	7	56	
基本財産受取利息	63	7	56	
② 特定資産運用益	2	38	△ 36	
特定資産受取利息	2	38	△ 36	
③ 受取入会金	175	160	15	
受取入会金	175	160	15	
④ 受取会費	35,651	34,906	745	
受取会費	35,651	34,906	745	
⑤ 事業収益	145,162	85,457	59,705	
入場料収益	34,356	5,129	29,227	
受講料収益	75,702	50,137	25,565	
利用料金収益	9,007	7,305	1,702	
出品料収益	600	594	6	
参加費収益	1,807	1,302	505	
小売業収益	3,724	2,521	1,203	
受取手数料	2,800	3,919	△ 1,119	
事業受託収益	350	447	△ 97	
共催事業管理収益	12,985	12,345	640	
その他収益	3,831	1,758	2,073	
⑥ 受取補助金等	1,172,690	1,250,206	△ 77,516	
受取指定管理料	1,146,688	1,224,174	△ 77,486	
受取地方公共団体補助金	26,002	26,002	0	
受取民間助成金	0	30	△ 30	
⑦ 受取負担金	19,094	16,557	2,537	
受取負担金	19,094	16,557	2,537	
⑧ 雑収益	4,672	7,432	△ 2,760	
受取利息	17	65	△ 48	
雑収益	2,399	5,212	△ 2,813	
運営協力金等収益	2,256	2,155	101	
経常収益計	1,377,509	1,394,763	△ 17,254	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,386,197	1,360,508	25,689	
給料手当	391,182	416,366	△ 25,184	
臨時雇賃金	59,855	46,524	13,331	
福利厚生費	73,894	79,110	△ 5,216	
視察費	50	0	50	
旅費交通費	1,246	647	599	
通信運搬費	8,622	8,825	△ 203	
減価償却費	5,907	4,479	1,428	
地方公共団体帰属備品等購入費	0	695	△ 695	
消耗什器備品費	395	206	189	
消耗品費	26,918	19,273	7,645	
修繕費	13,891	12,886	1,005	
印刷製本費	10,863	9,416	1,447	
燃料費	1,449	1,345	104	
光熱水料費	279,846	294,794	△ 14,948	
賃借料	22,293	18,537	3,756	
保険料	7,776	5,656	2,120	
諸謝金	43,339	30,209	13,130	
租税公課	49,768	61,041	△ 11,273	
支払負担金	848	841	7	
支払助成金	47,665	39,582	8,083	
委託費	325,736	298,904	26,832	
会議費	110	10	100	
支払手数料	6,923	5,498	1,425	
広告宣伝費	2,944	1,239	1,705	
仕入	1,666	1,235	431	
交際費	75	61	14	
原材料費	1,399	1,245	154	
医薬材料費	1,401	1,264	137	
雑費	136	620	△ 484	
② 管理費	68,613	69,270	△ 657	
役員報酬	2,683	2,503	180	
給料手当	45,513	47,866	△ 2,353	
福利厚生費	9,074	9,071	3	
研修費	172	143	29	
旅費交通費	15	12	3	
通信運搬費	467	394	73	
減価償却費	90	134	△ 44	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗品費	576	369	207	
修繕費	8	88	△ 80	
燃料費	43	27	16	
賃借料	4,397	3,165	1,232	
保険料	5	3	2	
諸謝金	648	1,230	△ 582	
租税公課	43	53	△ 10	
支払負担金	257	216	41	
委託費	4,296	2,921	1,375	
支払手数料	188	169	19	
広告宣伝費	138	906	△ 768	
経常費用計	1,454,810	1,429,778	25,032	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 77,301	△ 35,015	△ 42,286	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 77,301	△ 35,015	△ 42,286	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
雑損失	0	25	△ 25	
雑損失	0	25	△ 25	
経常外費用計	0	25	△ 25	
当期経常外増減額	0	△ 25	25	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 77,301	△ 35,040	△ 42,261	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 77,301	△ 35,040	△ 42,261	
法人税、住民税及び事業税	71	71	0	
当期一般正味財産増減額	△ 77,372	△ 35,111	△ 42,261	
一般正味財産期首残高	286,114	321,225	△ 35,111	
一般正味財産期末残高	208,742	286,114	△ 77,372	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	294,746	372,118	△ 77,372	

令和7年度奈良市一般会計予算

令和7年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		56,123,766 ^{千円}
	1. 市 民 税	27,931,374
	2. 固 定 資 産 税	20,969,363
	3. 軽 自 動 車 税	781,326
	4. 市 た ば こ 税	1,786,443
	5. 入 湯 税	50,724
	6. 事 業 所 税	1,038,263
	7. 都 市 計 画 税	3,566,273
2. 地 方 譲 与 税		914,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	200,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	630,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	84,000
3. 利 子 割 交 付 金		100,000
	1. 利 子 割 交 付 金	100,000
4. 配 当 割 交 付 金		950,000
	1. 配 当 割 交 付 金	950,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,350,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,350,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		8,500,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,500,000

款	項	金 額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		180,000
	1. 環境性能割交付金	180,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,100
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,100
11. 地方特例交付金		324,500
	1. 地方特例交付金	320,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,500
12. 地方交付税		23,290,000
	1. 地方交付税	23,290,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		535,732
	1. 分 担 金	6,375
	2. 負 担 金	529,357
15. 使用料及び手数料		2,680,561
	1. 使 用 料	1,881,230
	2. 手 数 料	799,331
16. 国庫支出金		36,329,841
	1. 国庫負担金	24,378,563
	2. 国庫補助金	3,730,658
	3. 国庫委託金	141,452
	4. 国庫交付金	8,079,168

款	項	金 額
17. 県 支 出 金		12,351,054 ^{千円}
	1. 県 負 担 金	7,159,312
	2. 県 補 助 金	2,467,982
	3. 県 委 託 金	526,250
	4. 県 交 付 金	2,197,510
18. 財 産 収 入		786,866
	1. 財 産 運 用 収 入	324,539
	2. 財 産 売 払 収 入	462,327
19. 寄 附 金		1,491,800
	1. 寄 附 金	1,491,800
20. 繰 入 金		3,850,136
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	470,210
	2. 基 金 繰 入 金	3,379,926
21. 諸 収 入		2,955,544
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預 金 利 子	2,647
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	680,039
	4. 雑 入	2,042,858
22. 市 債		14,353,100
	1. 市 債	14,353,100
歳 入 合 計		168,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		651,477 ^{千円}
	1. 議 会 費	651,477
2. 総 務 費		18,204,966
	1. 総 務 管 理 費	11,844,347
	2. 企 画 費	2,837,896
	3. 徴 税 費	1,556,223
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	998,398
	5. 選 挙 費	609,172
	6. 統 計 調 査 費	265,846
	7. 監 査 委 員 費	93,084
3. 民 生 費		78,022,343
	1. 社 会 福 祉 費	36,540,759
	2. 児 童 福 祉 費	28,145,066
	3. 生 活 保 護 費	13,160,871
	4. 国 民 年 金 事 務 費	175,647
4. 衛 生 費		13,420,896
	1. 保 健 衛 生 費	4,901,291
	2. 保 健 所 費	890,780
	3. 清 掃 費	7,392,560
	4. 上 水 道 費	236,265
5. 労 働 費		109,361
	1. 労 働 諸 費	109,361

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		771,322 ^{千円}
	1. 農 林 費	771,322
7. 商 工 費		1,713,579
	1. 商 工 費	1,713,579
8. 観 光 費		1,113,665
	1. 観 光 費	1,113,665
9. 土 木 費		15,526,337
	1. 土 木 管 理 費	246,605
	2. 道 路 橋 梁 費	7,516,957
	3. 河 川 費	370,544
	4. 都 市 計 画 費	5,852,336
	5. 下 水 道 費	893,703
	6. 住 宅 費	646,192
10. 消 防 費		5,201,804
	1. 消 防 費	5,201,804
11. 教 育 費		14,084,106
	1. 教 育 総 務 費	3,482,841
	2. 小 学 校 費	2,672,847
	3. 中 学 校 費	1,307,884
	4. 高 等 学 校 費	992,845
	5. 幼 稚 園 費	589,400
	6. 社 会 教 育 費	2,118,407
	7. 保 健 体 育 費	2,919,882

款	項	金 額
12. 災 害 復 旧 費		97,000 ^{千円}
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	32,000
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	65,000
13. 公 債 費		18,668,118
	1. 公 債 費	18,668,118
14. 諸 支 出 金		365,026
	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	286,079
	2. 財 政 調 整 基 金	20,000
	3. 減 債 基 金	58,947
15. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		168,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,300 ^{千円}
奨学金返還支援補助金（令和7年度採用者分）	令和7年度から 令和16年度まで	21,600
奨学金返還支援補助金（令和8年度採用者分）	令和7年度から 令和17年度まで	22,800
職員貸与被服購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	12,000
電子入札システム更改経費	令和7年度から 令和12年度まで	39,960
しみんだより印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	50,800

事 項	期 間	限 度 額
防犯カメラ電柱添架料	令和7年度から 令和11年度まで	56 ^{千円}
公共施設予約システム等導入経費	令和7年度から 令和12年度まで	56,373
ユニホーム等スポンサー広告料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
男女共同参画計画策定支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	8,900
総合計画後期推進方針策定支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
大和西大寺駅北側市有地活用事業に係る建物賃借料	令和7年度から 令和14年度まで	大和西大寺駅北側市有地の賃貸料を超えない範囲で、建物所有者と協議して定める額
奨学金返還支援補助金	令和7年度から 令和13年度まで	14,400
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和7年度から 令和9年度まで	500円にタクシー利用券利用枚数を乗じた額
税額通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	18,200
総合税システム更改経費	令和7年度から 令和12年度まで	878,031
地域福祉計画策定支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
行旅死亡人葬祭委託	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,800
保育業務システム更改経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,833
学習支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	13,700
フードバンク事業食糧調達経費	令和7年度から 令和8年度まで	74,876
子育て世帯訪問支援事業委託	令和7年度から 令和11年度まで	7,920
こども園・保育園給食食材調達経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和7年度から 令和8年度まで	709
こども園・保育園・幼稚園産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
子どもセンター寝具賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	2,800
里親支援事業委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,440

事 項	期 間	限 度 額
一時保護所指導員検便手数料	令和7年度から 令和8年度まで	107 ^{千円}
バンビーホーム産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、 消費税及び地方消費税を加えた額
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和7年度から 令和8年度まで	3,800
市営墓地一般廃棄物運搬業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,360
がん検診受診券印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,900
がん検診等カルテ印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,070
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和7年度から 令和12年度まで	290,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	31,300
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	60,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	104,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和7年度から 令和8年度まで	8,100
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和7年度から 令和8年度まで	7,500
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	12,700
環境清美センター駐車場棟エレベーター改 修工事	令和7年度から 令和8年度まで	18,000
ごみ収集車両購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	10,000
焼却灰等運搬車両購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	31,000
資源物貯留運搬車両購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	17,000
奈良工芸後継者育成支援経費	令和7年度から 令和10年度まで	16,560
J R帯解駅舎改修事業に係る設計監理及び 解体調査委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,100
総括的道路維持管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	117,500
中部第346号線他道路改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	220,000

事 項	期 間	限 度 額
あやめ新橋架替工事	令和7年度から 令和10年度まで	900,000 ^{千円}
あやめ新橋架替工事現場技術業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	93,000
河川維持補修経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
高の原駅前広場民間活用事業者選定アドバイザー業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	7,557
高の原駅周辺エリアマネジメント検討支援業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	16,000
高の原駅前広場整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	1,295,200
公園樹木剪定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
住宅管理システム更改経費	令和7年度から 令和12年度まで	63,500
空き家総合窓口業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	11,779
消防職員貸与被服購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	9,530
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
医療用酸素ボンベ購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,496
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム整備・運用保守委託	令和7年度から 令和15年度まで	2,960,000
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム導入支援業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	22,000
奈良市・生駒市消防指令センター車両運用管理装置更新業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	36,000
田原地区スクールバス運行委託	令和7年度から 令和8年度まで	8,073
柳生地区スクールバス運行委託	令和7年度から 令和8年度まで	20,625
柳生地区スクールバス賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	900
児童用防犯ブザー購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,392
一条高等学校・中学校外構等整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	463,000
小学校教科書用図書・指導書購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	781
小学校産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額

事 項	期 間	限 度 額
佐保台小学校プレハブ教室賃借料	令和7年度から 令和12年度まで	58,500 ^{千円}
中学校教科書用図書・指導書購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,034
中学校産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、 消費税及び地方消費税を加えた額
高等学校産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、 消費税及び地方消費税を加えた額
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,630
富雄丸山古墳出土遺物保存処理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	36,961
学校給食調理員等検便手数料	令和7年度から 令和8年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和7年度から 令和8年度まで	628,317
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,500
指定管理者による奈良市総合福祉センター の管理に要する経費	令和7年度から 令和16年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中人権・コミュニ ティセンターの管理に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要 する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市帝塚山地域ふれあ い会館の管理に要する経費	令和7年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備事業	千円 154,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	29,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	575,500	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	374,500	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	211,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	1,601,100	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	19,800	〃	〃	〃
林業施設整備事業	11,800	〃	〃	〃
観光施設整備事業	148,700	〃	〃	〃
道 路 事 業	5,228,700	〃	〃	〃
河 川 事 業	179,500	〃	〃	〃
都 市 計 画 事 業	2,232,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	126,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	838,500	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,813,400	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	68,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	663,400	〃	〃	〃
災 害 復 旧 事 業	76,000	〃	〃	〃
計	14,353,100	〃	〃	〃

令和 7 年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和 7 年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,300,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 料		6,462,634 ^{千円}
	1. 国 民 健 康 保 険 料	6,462,634
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		90
	1. 手 数 料	90
3. 国 庫 支 出 金		10,000
	1. 国 庫 補 助 金	10,000
4. 県 支 出 金		26,126,607
	1. 県 補 助 金	26,126,607
5. 財 産 収 入		500
	1. 財 産 運 用 収 入	500
6. 繰 入 金		2,640,764
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,640,764
7. 諸 収 入		59,405
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	6,500
	2. 雑 入	52,905
歳 入 合 計		35,300,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		681,681 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	570,574
	2. 賦 課 徴 収 費	110,436
	3. 運 営 協 議 会 費	671
2. 保 険 給 付 費		25,464,811
	1. 給 付 諸 費	25,464,811
3. 事 業 費 納 付 金		8,454,928
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	5,570,307
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,184,844
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	699,777
4. 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	9
5. 保 健 事 業 費		348,061
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	313,684
	2. 保 健 事 業 費	34,377
6. 基 金 積 立 金		500
	1. 基 金 積 立 金	500
7. 諸 支 出 金		350,010
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	30,010
	2. 繰 出 金	320,000
歳 出 合 計		35,300,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	6,800 ^{千円}
OCRシステム端末賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	3,300
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	8,500
特定健康診査受診券印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,000

令和 7 年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和 7 年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 591, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		95,333 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	95,333
2. 清 算 金		1,927
	1. 清 算 金	1,927
3. 繰 入 金		1,105,740
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,105,740
4. 市 債		388,000
	1. 市 債	388,000
歳 入 合 計		1,591,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費		1,927 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費	1,927
2. J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業費		878,700
	1. J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業費	878,700
3. 公 債 費		710,373
	1. 公 債 費	710,373
歳 出 合 計		1,591,000

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	千円 388,000	普 通 貸 借 又 は 債 券 発 行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和7年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和7年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 険 料		8,277,620 ^{千円}
	1. 介 護 保 険 料	8,277,620
2. 国 庫 支 出 金		8,665,171
	1. 国 庫 負 担 金	6,606,825
	2. 国 庫 補 助 金	2,058,346
3. 支 払 基 金 交 付 金		10,062,509
	1. 支 払 基 金 交 付 金	10,062,509
4. 県 支 出 金		5,270,290
	1. 県 負 担 金	5,076,924
	2. 県 補 助 金	193,366
5. 財 産 収 入		11,354
	1. 財 産 運 用 収 入	11,354
6. 繰 入 金		6,087,168
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,704,936
	2. 基 金 繰 入 金	382,232
7. 市 債		18,900
	1. 市 債	18,900
8. 諸 収 入		6,988
	1. 雑 入	6,988
歳 入 合 計		38,400,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		829,800 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	396,410
	2. 賦 課 徴 収 費	29,447
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	403,943
2. 保 険 給 付 費		35,950,000
	1. 介 護 サービス 等 諸 費	35,950,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,464,069
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,310,653
	2. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	153,416
4. 基 金 積 立 金		11,354
	1. 基 金 積 立 金	11,354
5. 諸 支 出 金		144,777
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,100
	2. 繰 出 金	132,677
歳 出 合 計		38,400,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,660 ^{千円}
介護保険事業計画等策定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	8,300
OCRシステム端末賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	1,320
介護保険料通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	11,300
介護認定審査会事務用封筒印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	217
介護認定調査事務用封筒印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	830

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介 護 認 定 審 査 事 業	千円 18,900	普 通 貸 借 又 は 債 券 発 行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和7年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和7年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		8,208 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	8,208
2. 繰 越 金		42,089
	1. 繰 越 金	42,089
3. 諸 収 入		16,703
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	16,603
	2. 雑 入	100
歳 入 合 計		67,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		49,467 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	32,910
	2. 貸 付 金	16,557
2. 諸 支 出 金		17,533
	1. 繰 出 金	17,533
歳 出 合 計		67,000

令和 7 年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和 7 年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 252, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		7,689,857 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	7,689,857
2. 国 庫 支 出 金		69,738
	1. 国 庫 補 助 金	69,738
3. 繰 入 金		1,443,199
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,443,199
4. 繰 越 金		37,233
	1. 繰 越 金	37,233
5. 諸 収 入		11,973
	1. 延滞金・加算金及び過料	995
	2. 償還金及び還付加算金	10,978
歳 入 合 計		9,252,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		147,825 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	125,212
	2. 徴 収 費	22,613
2. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		9,104,175
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	9,104,175
歳 出 合 計		9,252,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
OCRシステム端末賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	1,333 ^{千円}
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	9,500

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(奈良市行政不服審査法施行条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 奈良市行政不服審査法施行条例（平成28年奈良市条例第9号）第18条
- (2) 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第37条
- (3) 奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）第18条
- (4) 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成13年奈良市条例第50号）第17条
- (5) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第12条第1項
- (6) 奈良市屋外広告物等に関する条例（令和4年奈良市条例第14号）第62条
- (7) 行列行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年奈良市条例第20号）第5条
(奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条の2第3号及び第4号並びに第24条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1

項第1号並びに第19条第4項

(3) 奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）第5条第1号

(4) 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年奈良市条例第37号）第6条第1号

（職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改める。

（大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄学園前駅南地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例の一部改正）

第4条 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄学園前駅南地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例（平成7年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

（奈良市退職年金等ニ関スル条例の一部改正）

第5条 奈良市退職年金等ニ関スル条例（昭和6年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第9条第1項及び第17条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条第1項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条の3中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

（奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正）

第6条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例（昭和35年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第22条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「懲戒又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた公訴の提起は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた公訴の提起とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑の種類として、従来の「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることから、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年奈良市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「小学校」を「中学校」に改め、同条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「中学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 3 項中「小学校」を「中学校」に改め、同条第 4 項中「小学校」を「中学校」に、「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申

出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附則第5条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の制限の対象となる職員の子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度等に関する周知の強化等を行うほか、引用条文の整理を行おうとするものである。

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 3 号中「で、主として職員の収入によつて生計を維持している者」を「並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

- (6) 市長等 市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務にある者をいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「又はその遺族」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「が出張」の次に「のための旅行」を加え、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同条第3項中「事由」の次に「又はこれらに準ずる事由」を加え、「支給」を「、支給」に改め、同条第4項中「市の」を「、市の」に、「その者」を「、その者」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第5項中「の定」を「の定め」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第6項中「第4項」を「前2項」に、「その出発前に第4条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において、当該旅行のため、」を「その他規則で定める場合には、当該旅行のため」に、「となつた金額」を「となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第7項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「受けた額」を「受けた旅費額」に、「別に」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「、旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第2項中「円滑なる」を「円滑な」に、「予算上」を「、予算上」に、「旅行命令等」を「、旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「認めた」を「認める」に、「自ら」を「、自ら」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「又はこれを変更するには」を「又はその変更をするには」に改め、「（市内旅行については、市内旅行命令簿）」を削り、「以下」の次に「この条において」を加え、「」を提示」を「」に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書中「を提示する」を「に当該事項の記載又は記録をする」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、でき

るだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「を申請」を「の申請を」に改め、同条第2項中「には、」の次に「旅行命令等に従わないで」を加え、「すみやかに」を「、できるだけ速やかに旅行命令権者に」に改め、同条第3項中「前2項」を「、前2項」に、「を申請」を「の申請を」に、「は旅行命令等」を「は、旅行命令等」に、「限定」を「限度」に改める。

第6条第1項中「車賃、旅行雑費及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「。以下同じ」及び「1キロメートル当たりの定額又は」を削り、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。

第6条に次の1項を加える。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして第2章に規定する種目及び内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「よつて旅行」を「より旅行」に改め、「ことができる」を削る。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「者は所定の請求書に必要な書類を添えて」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを会計管理者に」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額のうち、その書類」を「旅費又は旅費の相当する金額のうちその資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項後段を削り、同条第3項を次のように改める。

3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

第12条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び前項に規定する期間並びにその他の必要な事項は、規則で定める。

第 12 条を第 8 条とする。

第 13 条を削る。

第 2 章及び第 3 章を次のように改める。

第 2 章 旅費

(鉄道賃)

第 9 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等が利用する場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第 10 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等が利用する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に

要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表に定める1夜当たりの定額とする。

第3章 雑則

（退職者等の旅費）

第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定める。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定める。

（証人等の旅費）

第18条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。

（旅費の支給額の上限）

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第20条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行にお

ける特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令その他の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令その他の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

3 市長等、議会の議員、執行機関としての委員会の委員、監査委員その他の規則で定める者に随行する旅行者の旅費については、これらの者と同額の旅費とすることができる。

（旅費の特例）

第21条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 赴任旅費及び外国旅行の旅費については、国家公務員との権衡を考慮して、市長が別に定める。

（旅費の返納）

第22条 会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（市長の監督）

第23条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の規定に基づく旅費の執行その他の事項について必要な措置を求めることができる。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第15条関係）

区 分	金 額
宿泊費の上限額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額
宿泊手当 （1夜当たり）	政令第11条に規定する財務省令で定める1夜当たりの定額との権衡を考慮して規則で定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例第22条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(委任)

- 6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2に定める」を「職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の規定の例により副市長に相当する」に改める。

別表第2を削る。

(奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条中「別表第3項に掲げる」を「の規定の例により一般職の」に改める。

(奈良市消防団条例の一部改正)

- 9 奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条中「別表第3項に掲げる職員が同条例の規定に基づき受けるべき」を「の規定の例により一般職の職員の」に改める。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律が、国内外の経済社会情勢の変化への対応及び事務負担軽減を図るために改正されたことに準じ、本市の職員に対する旅費の支給等に関して同様の改定を行おうとするものである。

奈良市特別会計条例の一部改正について

奈良市特別会計条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

奈良市特別会計条例（昭和 39 年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計の令和 6 年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（提案理由）

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が解散することに伴い、奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計として執行する歳出がなくなるため、同特別会計を廃止しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 25 項中「宅地造成等許可申請手数料」を「宅地造成及び特定盛土等許可申請手数料」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、「の許可」の次に「（土石の堆積に係るものを除く。）」を加え、「12,000 円」を「13,000 円」に、「22,000 円」を「23,000 円」に、「31,000 円」を「33,

000 円」に、

切土又は盛土 をする土地の 面積が 2, 0 00 平方メー トルを超え 5 , 000 平方 メートル以内 の場合	1 件につき 48, 000 円
---	---------------------

を

切土又は盛土 をする土地の 面積が 2, 0 00 平方メー	1 件につき 48, 000 円
---	---------------------

トルを超え3 、000平方 メートル以内 の場合	
切土又は盛土 をする土地の 面積が3、0 00平方メー トルを超え5 、000平方 メートル以内 の場合	1件につき 61、000円

に、「68、000円」を「81、000円」に

、「114、000円」を「120、000円」に、「171、000円」を「190、000円」に、「257、000円」を「310、000円」に、「342、000円」を「450、000円」に、「428、000円」を「580、000円」に改め、同表第25の2項中「宅地造成等変更許可申請手数料」を「宅地造成及び特定盛土等変更許可申請手数料」に、「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、「の許可」の次に「（土石の堆積に係るものを除く。）」を加え、「428、000円」を「580、000円」に、「宅地造成工事に関する」を「宅地造成及び特定盛土等に関する工事に係る」に改め、同項の次に次のように加える。

25の 3	土石の堆積許可申請手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項本文に規定する宅地造成等に関する工事の許可（土石の堆積に係るものに限る	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	1件につき 9、000円
			土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1	1件につき 11、000円

。）の申請に対する審査	， 0 0 0平方メートル以内の場合	
	土石の堆積をする土地の面積が1， 0 0 0平方メートルを超え2， 0 0 0平方メートル以内の場合	1 件につき 1 3， 0 0 0円
	土石の堆積をする土地の面積が2， 0 0 0平方メートルを超え3， 0 0 0平方メートル以内の場合	1 件につき 1 6， 0 0 0円
	土石の堆積をする土地の面積が3， 0 0 0平方メートルを超え5， 0 0 0平方メートル以内の場合	1 件につき 2 3， 0 0 0円
	土石の堆積をする土地の面積が5， 0 0 0平方メートルを超え1 0， 0 0 0平方メートル以内の場合	1 件につき 2 6， 0 0 0円
	土石の堆積をする土地の面積が1 0， 0 0 0平方メートルを超え2 0， 0 0 0平方メートル以内の場合	1 件につき 3 2， 0 0 0円
	土石の堆積をする土地の面積が2 0， 0	1 件につき 4 4， 0 0 0円

			00平方メートルを 超え40,000平 方メートル以内の場 合	
			土石の堆積をする土 地の面積が40,0 00平方メートルを 超え70,000平 方メートル以内の場 合	1件につき 61,000円
			土石の堆積をする土 地の面積が70,0 00平方メートルを 超え100,000 平方メートル以内の 場合	1件につき 91,000円
			土石の堆積をする土 地の面積が100, 000平方メートル を超える場合	1件につき 110,000円
25の 4	土石の堆積変 更許可申請手 数料	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条 第1項に規定する宅地造成等に関する工 事の計画の変更の許可（土石の堆積に係 るものに限る。）の申請に対する審査	変更許可申請1件に つき、次に掲げる額 を合算した額。ただ し、その額が110 ,000円を超える ときは、その手数料 の額は、110,0 00円とする。 (1) 土石の堆積に関 する工事に係る設	

			計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の土石の堆積をする土地に係る工事の設計の変更については、新たに土石の堆積をする土地の面積に応じ前項に規定する額 (3) その他の変更については、10,
--	--	--	--

				000円
25の 5	中間検査申請 手数料	宅地造成及び特定 盛土等規制法第1 8条第1項に規定 する中間検査の申 請に対する審査（ 同法第15条第1 項の規定により、 同法第12条第1 項の許可を受けた とみなされた者を 除く。）	切土又は盛土をする 土地の面積が500 平方メートル以内の 場合	1件につき 4,000円
			切土又は盛土をする 土地の面積が500 平方メートルを超え 1,000平方メー トル以内の場合	1件につき 4,000円
			切土又は盛土をする 土地の面積が1,0 00平方メートルを 超え2,000平方 メートル以内の場合	1件につき 4,000円
			切土又は盛土をする 土地の面積が2,0 00平方メートルを 超え3,000平方 メートル以内の場合	1件につき 4,000円
			切土又は盛土をする 土地の面積が3,0 00平方メートルを 超え5,000平方 メートル以内の場合	1件につき 6,000円
			切土又は盛土をする 土地の面積が5,0 00平方メートルを 超え10,000平	1件につき 6,000円

		方メートル以内の場合	
		切土又は盛土をする 土地の面積が10, 000平方メートル を超え20,000 平方メートル以内の 場合	1件につき 6,000円
		切土又は盛土をする 土地の面積が20, 000平方メートル を超え40,000 平方メートル以内の 場合	1件につき 10,000円
		切土又は盛土をする 土地の面積が40, 000平方メートル を超え70,000 平方メートル以内の 場合	1件につき 15,000円
		切土又は盛土をする 土地の面積が70, 000平方メートル を超え100,00 0平方メートル以内 の場合	1件につき 25,000円
		切土又は盛土をする 土地の面積が100 ,000平方メート ルを超える場合	1件につき 35,000円

別表第35項中「16,000円」を「23,200円」に、「10,000円」を「16,500円」に、「25,000円」を「36,300円」に、「15,000円」を「24,300円」に、「37,000円」を「54,200円」に、「21,000

円」を「35,100円」に、	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="606 356 845 716">床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</td><td data-bbox="845 356 1209 981"> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円 </td></tr> </table>	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円		

床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 81,100円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 47,300円	
床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内	1件につき 101,000円	に、「92,000円」を「150,000円

の場合	
-----	--

」に、「120,000円」を「217,000円」に、「230,000円」を「370,000円」に、「270,000円」を「440,000円」に、「410,000円」を「661,000円」に、「660,000円」を「983,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

35の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る確認申請又は計画通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為（同項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。）に係る建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為（同法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていないものであって、省令第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。）に係る建築物に関する建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア 第76の14の2の3項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
------	---	--	---

別表第36項中「13,000円」を「15,100円」に、「7,000円」を「8,500円」に、「8,000円」を「9,900円」に、「5,000円」を「6,700円」に改め、同表第37項中「12,000円」を「13,000円」に、「7,000円」を「8,400円」に改め、同表第38項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「14,000円」を「21,400円」に、「17,000円」を「25,900円」に、「23,000円」を「35,100円」に、

「

床面積の合計 が200平方 メートルを超 え500平方 メートル以内 の場合	1件につき 34,000円
---	----------------------

」

を

「

床面積の合計 が200平方 メートルを超 え300平方 メートル以内 の場合	1件につき 51,600円
床面積の合計 が300平方 メートルを超 え500平方 メートル以内 の場合	1件につき 65,100円

」

に、「54,000円」を「90,700円」に

、「75,000円」を「132,000円」に、「130,000円」を「216,000円」に、「170,000円」を「285,000円」に、「240,000円」を「392,000円」に、「450,000円」を「685,000円」に改め、同表第38の2項を次のように改める。

38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる者が新築等をしようとする建築物を含む。第41の2項において同じ。）に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する建	床面積の合計が200平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,100円を加算した額
			床面積の合計が200平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,400円を加算した額

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において「基準省令」という。）第1条第1

	項第2号イ(1)に規定する単位住戸をいう。)の数が1である住宅(以下この項、第41の2項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において「一戸建ての住宅」という。)に係る検査(以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。)		
	省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、第41の2項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及	床面積の合計が300平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に13,000円を加算した額
	第76の15項及	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に28,000円を加算した額
		床面積の合計が2,	前項に掲げる床面積

び第76の17項において「共同住宅」という。)に係る検査(以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。) 	000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に47,100円を加算した額
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に69,000円を加算した額
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に123,000円を加算した額
	床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に205,000円を加算した額
	床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に356,000円を加算した額
省エネ基準に係る完了検査のうち、非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう	床面積の合計が300平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に49,500円(建築物の全部が工場、危険物の貯蔵

		。以下この項、第41の2項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において同じ。）に係る検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）	又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、第41の2項、第76の14の2の3項及び第76の14の3項において「工場等」という。）である場合にあっては、14,200円）を加算した額
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に61,600円（工場等である場合にあっては、18,000円）を加算した額
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に79,900円（工場等である場

	合にあっては、23,900円)を加算した額
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に127,000円(工場等である場合にあっては、53,600円)を加算した額
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に164,000円(工場等である場合にあっては、78,500円)を加算した額
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に196,000円(工場等である場合にあっては、96,500円)を加算した額
床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に228,000円(工場等である場合にあっては、128,500円)を加算した額

		0平方メートル以内 の場合	料額に229,000円（工場等である 場合にあつては、1 19,000円）を 加算した額
		床面積の合計が50 ,000平方メー トルを超える場合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料額に296,000 円（工場等である 場合にあつては、1 63,000円）を 加算した額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸 建ての住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算 した額 ア 戸建住宅に係る 省エネ検査に掲げ る手数料額 イ 非住宅部分に係 る省エネ検査に掲 げる手数料額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、共同 住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算 した額 ア 共同住宅に係る 省エネ検査に掲げ る手数料額 イ 非住宅部分に係 る省エネ検査に掲 げる手数料額

別表第３８の２項の次に次のように加える。

３８の ２の２	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１２条第２項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第１８条第２０項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じた手数料額と同一の額
------------	--	--	------------------------------

別表第３９項及び第４０項中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同表第４１項中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に、「１２，０００円」を「１８，３００円」に、「１６，０００円」を「２４，４００円」に、「２１，０００円」

を「３２，１００円」に、

床面積の合計 が２００平方 メートルを超 え５００平方 メートル以内 の場合	１件につき ３１，０００円
---	----------------------

を

床面積の合計 が２００平方 メートルを超 え３００平方	１件につき ４７，１００円
--------------------------------------	----------------------

メートル以内 の場合	
床面積の合計 が300平方 メートルを超 え500平方 メートル以内 の場合	1件につき 59,400円

に、「48,000円」を「80,700円」

に、「69,000円」を「121,000円」に、「120,000円」を「200,000円」に、「160,000円」を「268,000円」に、「230,000円」を「375,000円」に、「440,000円」を「670,000円」に改め、同表第41の2項を次のように改める。

41の 2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は建	床面積の合計が200平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,100円を加算した額
			床面積の合計が200平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,400円を加算した額

		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、一戸建ての住宅に係る検査（以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。）	
	省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査	床面積の合計が300平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に13,000円を加算した額
	に係る省エネ検査	床面積の合計が30	前項に掲げる床面積

		」という。)	0平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に28,000円を加算した額
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に47,100円を加算した額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に69,000円を加算した額
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に123,000円を加算した額
			床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に205,000円を加算した額
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に356,000円を加算した額

省エネ基準に係る 完了検査のうち、 非住宅部分に係る 検査（以下この項 において「非住宅 部分に係る省エネ 検査」という。）	床面積の合計が30 0平方メートル以内 の場合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料額に49,500 円（工場等である場 合にあっては、14 ,200円）を加算 した額
	床面積の合計が30 0平方メートルを超 え1,000平方メ ートル以内の場合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料額に61,600 円（工場等である場 合にあっては、18 ,000円）を加算 した額
	床面積の合計が1, 000平方メートル を超え2,000平 方メートル以内の場 合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料額に79,900 円（工場等である場 合にあっては、23 ,900円）を加算 した額
	床面積の合計が2, 000平方メートル を超え5,000平 方メートル以内の場 合	前項に掲げる床面積 の合計の区分に応じ 、それぞれ当該手数 料額に127,00 0円（工場等である 場合にあっては、5

					3, 6 0 0 円) を加算した額
			床面積の合計が5, 0 0 0 平方メートルを超え1 0, 0 0 0 平方メートル以内の場合		前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に1 6 4, 0 0 0 円（工場等である場合にあっては、7 8, 5 0 0 円）を加算した額
			床面積の合計が1 0, 0 0 0 平方メートルを超え2 5, 0 0 0 平方メートル以内の場合		前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に1 9 6, 0 0 0 円（工場等である場合にあっては、9 6, 5 0 0 円）を加算した額
			床面積の合計が2 5, 0 0 0 平方メートルを超え5 0, 0 0 0 平方メートル以内の場合		前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に2 2 9, 0 0 0 円（工場等である場合にあっては、1 1 9, 0 0 0 円）を加算した額
			床面積の合計が5 0, 0 0 0 平方メートルを超える場合		前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に2 9 6, 0 0

			0円（工場等である場合にあっては、163,000円）を加算した額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料額
		省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料額

別表第41の2項の次に次の1項を加える。

41の2の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じた手数料額と同一の額
--------	--	--	------------------------------

	に係る建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査	
--	-----------------------------	--	--

別表第42項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第43項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「13,000円」を「19,800円」に、「16,000円」を「24,400円」に、「21,000円」を「32,1

00円」に、	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 31,000円	を

中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合	1件につき 47,100円
---	------------------

合	
中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 59,400円

に、「51,000円」を「85,700円」に

、「69,000円」を「121,000円」に、「110,000円」を「183,000円」に、「160,000円」を「268,000円」に、「250,000円」を「408,000円」に、「510,000円」を「777,000円」に改め、同表第44項及び第45項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第46項中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改め、同表第76の11項を次のように改める。

76の 11	低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	都市の低炭素化の 促進に関する法律 第53条第1項の 規定に基づく低炭 素建築物新築等計 画の認定の申請に 対する審査（次項 に係るものを除く 。以下この項にお いて同じ。）のう ち、一戸建ての住 宅であって基準省 令第10条第2号 イ(1)及び同号ロ(1)	床面積が200平方 メートル未満のもの	1件につき41,1 00円（建築基準法 第6条の2第1項又 は第7条の2第1項 の規定による指定を 受けた指定確認検査 機関、建築物のエネ ルギー消費性能の向 上等に関する法律第 14条第1項に規定 する登録建築物エネ ルギー消費性能判定 機関又は住宅の品質 確保の促進等に関す
-----------	----------------------------	--	------------------------	--

	の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）		る法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、7, 200円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき45, 200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7, 200円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23, 800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7, 200円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき25, 200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7,

		第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導仕様基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	200円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ(1)を用いたものの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
		基準省令第10条第2号イ(2)を用いたものの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額
	都市の低炭素化の	床面積が300平方	1件につき77,0

促進に関する法律 第53条第1項の 規定に基づく低炭 素建築物新築等計 画の認定の申請に 対する審査のうち 、共同住宅であっ ていずれかの住戸 について誘導性能 基準を用いたもの に係る審査（以下 この項において「 共同住宅標準審査 」という。）	メートル未満のもの	00円（低炭素建築 物適合計画である場 合にあっては、12 、000円）
	床面積が300平方 メートル以上2、0 00平方メートル未 満のもの	1件につき125、 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあっては、2 3、100円）
	床面積が2、000 平方メートル以上5 、000平方メート ル未満のもの	1件につき208、 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあっては、4 8、700円）
	床面積が5、000 平方メートル以上1 0、000平方メー トル未満のもの	1件につき296、 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあっては、8 5、300円）
	床面積が10、00 0平方メートル以上 25、000平方メ ートル未満のもの	1件につき578、 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあっては、1 36、000円）
	床面積が25、00 0平方メートル以上 50、000平方メ ートル未満のもの	1件につき1、01 8、000円（低炭 素建築物適合計画で ある場合にあっては 、204、000円 ）

		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,866,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、309,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき39,700円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）	
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,600円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、23,100円）	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき112,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、48,700円）	
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき167,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、85,300円）	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき302,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、1	

		36,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき507,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき884,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、309,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額
	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき241,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、1

素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「標準入力法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）		2,000円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき301,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、19,300円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき386,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、30,000円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき549,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、85,300円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき675,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき797,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、168,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき908,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、2

		10,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,131,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、293,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「モデル建物法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき95,700円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、19,300円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき157,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、30,000円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、85,300円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メー	1件につき325,000円（低炭素建築物適合計画である

	トル未満のもの	場合にあつては、1 34,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	1件につき389, 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあつては、1 68,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1件につき455, 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあつては、2 10,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき588, 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあつては、2 93,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に 係る審査		1件につき次に掲げ る額を合算した額 ア 戸建住宅標準審 査、戸建住宅仕様 審査又は戸建住宅 併用審査に掲げる 手数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数 料額
都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物		1件につき次に掲げ る額を合算した額

		新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
--	--	---------------------------------------	---

別表第76の13項を次のように改める。

76の 13	低炭素建築物 新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」とい	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき41,100円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7,200円）
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき45,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7,200円）

		う。)		
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7,200円）
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき25,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、7,200円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建	基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
			基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額

	住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）		
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき77,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき125,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、23,100円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき208,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、48,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、85,300円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき578,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、1

		36,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,018,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,866,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、309,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき39,700円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,600円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、23,100円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき112,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、48,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上1	1件につき167,000円（低炭素建

		0, 000平方メートル未満のもの	建築物適合計画である場合にあっては、85, 300円)
		床面積が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	1件につき302, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、136, 000円)
		床面積が25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	1件につき507, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、204, 000円)
		床面積が50, 000平方メートル以上のもの	1件につき884, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、309, 000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額
		全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額

		準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）		
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき241,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）	
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき301,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、19,300円）	
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき386,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、30,000円）	
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき549,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、85,300円）	
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき675,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、1	

		34,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき797,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、168,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき908,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、210,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,131,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、293,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき95,700円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、19,300円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	1件につき157,000円（低炭素建築物適合計画である

以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	ル未満のもの	場合にあっては、30,000円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、85,300円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき325,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき389,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、168,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき455,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、210,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき588,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、293,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審

		築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額

別表第76の14の2項を同表第76の14の2の2項とし、同表第76の14項の次に次のように加える。

76の14の2	低炭素建築物新築等計画軽微変更証明書交付手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付	第76の13項に掲げる手数料額と同一の額
---------	-------------------------	---	----------------------

別表第76の14の2の2項の次に次のように加える。

76の	建築物エネルギー	建築物のエネルギー	床面積が200平方	1件につき
-----	----------	-----------	-----------	-------

14の 2の3	ギー消費性能 適合性判定手 数料	ー消費性能の向上 等に関する法律第 11条第1項又は 第12条第2項の 規定に基づく建築 物エネルギー消費 性能確保計画に係 る建築物エネルギー 消費性能適合性 判定に対する審査 のうち、一戸建て の住宅であって基 準省令第1条第1 項第2号イただし 書の基準又は同号 イ(1)及び同号ロ(1) の基準（以下この 項及び次項におい て「性能基準」と いう。）を用いた ものに係る審査（ 以下この項におい て「戸建住宅標準 審査」という。）	メートル未満のもの	37,600円
			床面積が200平方 メートル以上のもの	1件につき 41,800円
		建築物のエネルギ ー消費性能の向上 等に関する法律第 11条第1項又は 第12条第2項の 規定に基づく建築	床面積が200平方 メートル未満のもの	1件につき 20,300円
			床面積が200平方 メートル以上のもの	1件につき 21,700円

		物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項及び次項において「仕様基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建て	基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額	
		基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額	

	の住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）		
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 73,600円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 121,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 205,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 293,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 574,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 1,014,000円

	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,863,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 36,200円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 61,100円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 109,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 164,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 298,000円
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 503,000円
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 881,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上	いずれかの住戸について基準省令第1条	共同住宅標準審査に掲げる手数料額

		等に関する法律第 11条第1項又は 第12条第2項の 規定に基づく建築 物エネルギー消費 性能確保計画に係 る建築物エネルギー 消費性能適合性 判定に対する審査 のうち、共同住宅 に係る審査であっ て、共同住宅標準 審査及び共同住宅 仕様審査以外の審 査（以下この項に おいて「共同住宅 併用審査」という 。）	第1項第2号イ(1)の 基準を用いたもの	
			全ての住戸について 基準省令第1条第1 項第2号イ(2)の基準 を用いたもの	共同住宅仕様審査に 掲げる手数料額
		建築物のエネルギー 消費性能の向上 等に関する法律第 11条第1項又は 第12条第2項の 規定に基づく建築 物エネルギー消費 性能確保計画に係 る建築物エネルギー 消費性能適合性 判定に対する審査 のうち、非住宅部	床面積が300平方 メートル未満のもの	1件につき238, 000円（工場等で ある場合にあっては 、25,800円）
			床面積が300平方 メートル以上1,0 00平方メートル未 満のもの	1件につき297, 000円（工場等で ある場合にあっては 、34,100円）
			床面積が1,000 平方メートル以上2 ,000平方メート ル未満のもの	1件につき383, 000円（工場等で ある場合にあっては 、46,600円）

分であって基準省令第1条第1項第1号ただし書又は同号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき545,000円（工場等である場合にあっては、107,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき671,000円（工場等である場合にあっては、158,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき793,000円（工場等である場合にあっては、195,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき904,000円（工場等である場合にあっては、240,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,127,000円（工場等である場合にあっては、332,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき92,300円（工場等である場合にあっては、21,700円）
	床面積が300平方	1件につき117,

規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	メートル以上1,000平方メートル未満のもの	000円（工場等がある場合にあっては、29,600円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき153,000円（工場等がある場合にあっては、41,100円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（工場等がある場合にあっては、101,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（工場等がある場合にあっては、150,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき386,000円（工場等がある場合にあっては、186,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき452,000円（工場等がある場合にあっては、231,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき585,000円（工場等がある場合にあっては

		、320,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第29条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査（以下この項において「他の建築物に係る審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 12,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 19,300円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 30,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 85,300円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 134,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 168,000円
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 210,000円
	床面積が50,000平方メートル以上	1件につき 293,000円

	もの	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額

別表第76の14の3項を次のように改める。

76の 14の 3	建築物エネルギー消費性能 確保計画変更 手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 37,600円
		等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 41,800円
			床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 20,300円
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 21,700円

	この項において「戸建住宅仕様審査」という。)		
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
		基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅で	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 73,600円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 121,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 205,000円

あつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 293,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 574,000円
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 1,014,000円
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,863,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅であつて全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 36,200円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 61,100円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 109,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 164,000円
	床面積が10,000平方メートル以上のもの	1件につき

住宅仕様審査」という。)	0平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	298,000円
	床面積が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1件につき 503,000円
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 881,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	いずれかの住戸について基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額
	全ての住戸について基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額
建築物のエネルギー消費性能の向上	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（工場等で

等に関する法律第 11条第2項又は 第12条第3項の 規定に基づく建築 物エネルギー消費 性能確保計画の変 更に対する審査の うち、非住宅部分 であって基準省令 第1条第1項第1 号ただし書又は同 号イの基準を用い たものに係る審査 (以下この項にお いて「非住宅標準 審査」という。)		ある場合にあっては 、25,800円)
	床面積が300平方 メートル以上1,0 00平方メートル未 満のもの	1件につき297, 000円(工場等で ある場合にあっては 、34,100円)
	床面積が1,000 平方メートル以上2 ,000平方メート ル未満のもの	1件につき383, 000円(工場等で ある場合にあっては 、46,600円)
	床面積が2,000 平方メートル以上5 ,000平方メート ル未満のもの	1件につき545, 000円(工場等で ある場合にあっては 、107,000円)
	床面積が5,000 平方メートル以上1 0,000平方メー トル未満のもの	1件につき671, 000円(工場等で ある場合にあっては 、158,000円)
	床面積が10,00 0平方メートル以上 25,000平方メ ートル未満のもの	1件につき793, 000円(工場等で ある場合にあっては 、195,000円)
	床面積が25,00 0平方メートル以上 50,000平方メ ートル未満のもの	1件につき904, 000円(工場等で ある場合にあっては 、240,000円)

	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,127,000円（工場等である場合にあっては、332,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。） ）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき92,300円（工場等である場合にあっては、21,700円）
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき117,000円（工場等である場合にあっては、29,600円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき153,000円（工場等である場合にあっては、41,100円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（工場等である場合にあっては、101,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（工場等である場合にあっては、150,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき386,000円（工場等である場合にあっては、171,000円）

		一トール未満のもの	、 1 8 6 , 0 0 0 円)
		床面積が 2 5 , 0 0 0 平方メートル以上 5 0 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 4 5 2 , 0 0 0 円 (工場等がある場合にあっては、 2 3 1 , 0 0 0 円)
		床面積が 5 0 , 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件につき 5 8 5 , 0 0 0 円 (工場等がある場合にあっては、 3 2 0 , 0 0 0 円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第 3 2 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物である建築物に係る審査 (以下この項に	床面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 1 2 , 0 0 0 円
		床面積が 3 0 0 平方メートル以上 1 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 1 9 , 3 0 0 円
		床面積が 1 , 0 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 3 0 , 0 0 0 円
		床面積が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 8 5 , 3 0 0 円
		床面積が 5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 1 3 4 , 0 0 0 円

において「他の建築物に係る審査」という。)	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 168,000円
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 210,000円
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 293,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅	

		査	併用審査に掲げる 手数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手 数料額 ウ 他の建築物に係 る審査に掲げる手 数料額
--	--	---	---

別表第76の14の4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条」に改め、同表第76の15項を次のように改める。

76の 15	建築物エネルギー消費性能 向上計画認定 申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき37,600円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号
-----------	---------------------------------	--	--------------------	---

		宅標準審査」という。)	に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、7, 200円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき41, 800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7, 200円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき20, 300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7, 200円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21, 700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7, 200円)

		仕様審査」という。 。)	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
		基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、

誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）		23,100円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき205,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、48,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき574,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、136,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,014,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、204,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,863,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画

		である場合にあっては、309,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき36,200円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき61,100円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、23,100円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき109,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、48,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メ	1件につき298,000円（建築物エネルギー消費性能向

		一トル未満のもの	上基準適合計画である場合にあっては、 136,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき503,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 204,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき881,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 309,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額
		全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額

		宅併用審査」という。)		
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、19,300円）
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき383,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、30,000円）
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき545,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円）
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき671,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画であ

		る場合にあっては、 134,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき793,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、168,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき904,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、210,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,127,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、293,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき92,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未	1件につき117,000円（建築物エネルギー消費性能向

部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	満のもの	上基準適合計画である場合にあっては、 19,300円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき153,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、30,000円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき386,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、168,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メ	1件につき452,000円（建築物エネルギー消費性能向

	ートル未満のもの 床面積が50,000平方メートル以上のもの	上基準適合計画である場合にあっては、 210,000円) 1件につき585,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 293,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額

			料額
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額

別表第76の16項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第76の17項を次のように改める。

76の 17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき37,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7,200円）
			床面積が200平方	1件につき41,8

		物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	メートル以上のもの	00円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7,200円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき20,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7,200円）
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、7,200円）

		戸建住宅仕様審査 」という。)	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
		基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき121,000円（建築物エ

性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	00平方メートル未満のもの	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、23,100円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき205,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、48,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき574,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、136,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,014,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、204,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,860,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、388,000円)

	0平方メートル以上 のもの	3,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、309,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき36,200円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき61,100円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、23,100円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき109,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、48,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円）

		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき298,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、136,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき503,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、204,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき881,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、309,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ(1)の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額
		全ての住戸について基準省令第10条第2号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額

		審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、19,300円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき383,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、30,000円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき545,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、

		85,300円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき671,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき793,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、168,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき904,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、210,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,127,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、293,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項にお	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき92,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である

いて準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）		場合にあっては、12,000円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき117,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、19,300円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき153,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、30,000円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、85,300円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき386,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画であ

		る場合にあっては、 168,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき452,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、210,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき585,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、293,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅

		同住宅及び非住宅部分に係る審査	併用審査に掲げる 手数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数料 料額
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額

別表第76の18項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、第76の19項を次のように改める。

76の	建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	第76の17項に掲
-----	----------	--------------------	-----------

19	ギー消費性能 向上計画軽微 変更証明書交 付手数料	関する法律施行規則第28条の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能向上計画 の軽微な変更に関する証明書の交付	げる手数料額と同一 の額
----	------------------------------------	--	-----------------

別表第76の19の2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項又は第41条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項」に改め、同表第137項を同表第136の4項とし、同項の次に次のように加える。

136 の5	輸出証明書の 交付手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省、厚生労働省、農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。）の交付	1件につき 870円
137	適合施設の認定申請手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	1件につき20,900円（現地調査を要しないと市長が認める場合については、10,400円）

別表備考第7項を次のように改める。

7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

別表備考第13項及び第14項を次のように改める。

13 第76の14の2の3項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合

性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

- 14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積について算入する。）

別表備考第16項中「（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の2分の1について算定する。」を「の2分の1について算定する。（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積について算入する。）」に改め、同表備考中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項を第18項とし、第20項を第19項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第25項、第35項から第38の2項まで、第41項、第41の2項、第43項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

関係法令の一部改正に伴い、土石の堆積許可申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る確認申請手数料、輸出証明書の交付手数料の新設等を行うほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市総合福祉センター条例の一部改正について

奈良市総合福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例（昭和 59 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 障がい者福祉センターみどりの家の部みどりの家福祉センターの項中「月曜日」の次に「及び火曜日」を加え、「及び火曜日」を「、火曜日及び水曜日」に改め、同部みどりの家はり・きゆう治療所の項中「及び月曜日」を「、月曜日及び火曜日」に改め、同部福祉ホールの項中「月曜日」の次に「及び火曜日」を加え、「及び火曜日」を「、火曜日及び水曜日」に改め、同表体育館の項中「月曜日」の次に「及び火曜日」を加え、「及び火曜日」を「、火曜日及び水曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

総合福祉センターを有効活用する観点から、その運営方法について工夫や経費の削減を図ることとし、利用者への影響が少ない施設について休館日を見直そうとするものである。

奈良市人権文化センター条例の一部改正について

奈良市人権文化センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例

奈良市人権文化センター条例（平成 14 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 から第 12 条の 5 までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に奈良市北人権文化センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った施行日以後の使用に係る奈良市北人権文化センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、施行日以後においては、市長が行った奈良市北人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請とみなす。

（提案理由）

北人権文化センターを直営により管理することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例の一部改正について

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部
を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の
一部を改正する条例

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成
27 年奈良市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の
1 条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第 7 条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより
実施する乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児（児童福祉法（昭和 22 年法律第
164 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定するものをいう。）の保護者から規則に定める乳
児等通園支援事業の利用料を徴収する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和 7 年度から法定化されることに伴
い、本市が設置する特定教育・保育施設において同事業を利用した乳児又は幼児の保護者
から利用料を徴収する規定を新設しようとするものである。

奈良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について

奈良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市の区域内における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「乳児等通園支援事業基準」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業基準の定めるところによる。

(子どもの最善の利益の考慮)

第4条 乳児等通園支援事業者は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成

24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(乳児等通園支援事業基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、乳児等通園支援事業基準附則及び乳児等通園支援事業基準を改正する府令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が令和7年度から法定化されることに伴い、その設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

奈良市納骨堂条例の全部改正について

奈良市納骨堂条例の全部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市納骨堂条例

奈良市納骨堂条例（昭和43年奈良市条例第46号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、奈良市納骨堂（以下「納骨堂」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市寺山霊苑納骨堂	奈良市白毫寺町984番地の3

（使用許可）

第3条 納骨堂を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用許可について納骨堂の管理上必要な条件を付することができる。

（使用者の資格）

第4条 納骨堂を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 収蔵しようとする焼骨の祭祀をつかさどる者
- (2) 自己の焼骨の収蔵を目的とする者で、その申請の日に成年に達しているもの（以下「生前予約使用者」という。）

（使用期間）

第5条 納骨堂の使用期間は、無期限とする。

(生前予約使用者に係る収蔵のための措置)

第6条 第3条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、生前予約使用者は、死亡した後にその焼骨が納骨堂に収蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じなければならない。

(使用の制限等)

第7条 納骨堂は、焼骨の収蔵の目的以外に使用することができない。

- 2 使用者は、管理上必要な場合を除き、納骨堂に立ち入ることができない。
- 3 使用者は、納骨堂において焼骨を収蔵する位置を指定することができない。
- 4 使用者は、納骨堂において焼骨を収蔵するための容器を指定することができない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める納骨堂の使用料（以下「納骨堂使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 既納の納骨堂使用料は、還付しない。

(使用許可証の交付)

第9条 市長は、使用者であって納骨堂使用料を納付した者（以下「既納使用者」という。）に納骨堂の使用許可証を交付するものとする。

(焼骨の返還等)

第10条 第5条の規定にかかわらず、納骨堂に収蔵されている焼骨は、収蔵後15年間は既納使用者から返還を求める旨の申出があったときは、返還するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、既納使用者に死亡その他やむを得ない事由がある場合は、既納使用者以外の者が、返還の申出をすることができる。この場合において、返還を申し出た者と既納使用者との関係が明らかになる書面を提示しなければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納使用者の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - (2) 納骨堂を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (3) 使用許可に付された条件に違反したとき。
 - (4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された者であって焼骨を収蔵しているものは、市

長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。

(焼骨の改葬)

第 1 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、納骨堂に収蔵されている焼骨を改葬することができる。

(1) 前条第 2 項の規定による焼骨の引取りがされないとき。

(2) 納骨堂の管理上必要があるとき。

(手数料)

第 1 3 条 納骨堂の使用許可証の再交付については、1 件につき 3 0 0 円の手数料を徴収する。

(損害賠償)

第 1 4 条 使用者は、納骨堂を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市納骨堂条例第 5 条の許可を受けている者の当該許可期間については、なお従前の例による。

別表（第 8 条関係）

区 分	単 位	金 額	
		市 内	市 外
納骨堂	1 体につき	8 0 , 0 0 0 円	1 5 0 , 0 0 0 円

備考

「市内」とは、申請者が市内に住所を有する場合又は死亡時において本市に住所を有

していた者の焼骨である場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。

（提案理由）

納骨堂を近年の生活様式等の変化に対応した施設とするため、使用者の資格、使用期間、使用料等について所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「6人」を「5人以内」に改め、同条第4号中「2人」を「2人以内」に改める。

第12条の6の10中「22万円」を「24万円」に改める。

第16条第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。

第16条の4第3項及び第7項中「20万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第12条の6の10、第16条第1項及び第3項並びに第16条の4第3項及び第7項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げを行うほか、奈良市国民健康保険運営協議会の委員定数を改定しようとするものである。

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園 施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年奈良市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | |

額 額 和 雅

公認会計士